

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p data-bbox="394 395 808 520">富山県地域防災計画 雪害編</p> <p data-bbox="600 695 1496 911">修 正 案</p> <p data-bbox="443 1169 763 1283">令和<u>3</u>年<u>12</u>月修正 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1296 395 1711 520">富山県地域防災計画 雪害編</p> <p data-bbox="1361 1169 1648 1283">令和<u>5</u>年<u>3</u>月修正 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1771 236 2085 411">凡例 <u>下線</u> 修正箇所</p>

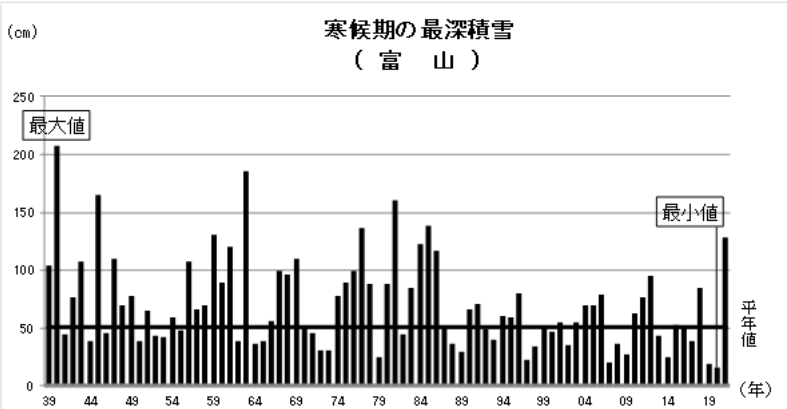

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考										
<p>富山県地域防災計画（雪害編）用語例</p>												
<p>1 防災関係機関の用語例 (1)～(2) (略) (3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び日本通運株式会社をいう。</p>	<p>1 防災関係機関の用語例 (1)～(2) (略) (3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び日本通運株式会社をいう。</p>	<p>楽天モバイル株式会社は、令和4年2月1日付で、災害対策基本法第2条第5号に基づく「指定公共機関」に指定されたため。</p>										
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>											
<p>第1節～第2節 (略)</p>	<p>第1節～第2節 (略)</p>											
<p>第3節 防災関係機関等の責務</p>	<p>第3節 防災関係機関等の責務</p>											
<p>第1 防災関係機関等の責務</p>	<p>第1 防災関係機関等の責務</p>											
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>											
<p>※1 災害級の大雪：顕著な大雪に関する富山県気象情報が発表される場合を想定。平地で3時間当たり一定量の降雪の深さ（東部南・西部北24cm以上、東部北・西部南20cm以上）があり、それが継続するおそれがある場合に発表。</p>	<p>※1 「顕著な大雪に関する富山県気象情報」が発表される場合を想定。</p>	<p>想定 of 修正</p>										
<p>1～5 (略)</p>	<p>1～5 (略)</p>											
<p>第2 防災関係機関等の業務大綱</p>	<p>第2 防災関係機関等の業務大綱</p>											
<p>1 防災関係機関の業務大綱</p>	<p>1 防災関係機関の業務大綱</p>											
<p>(1) 県</p>	<p>(1) 県</p>											
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 (略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること</td> </tr> <tr> <td>13 雪害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務の大綱	1～11 (略)	(新設)	12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること	13 雪害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 (略)</td> </tr> <tr> <td>12 自主防災組織の育成指導と地域住民の雪害対策の促進に関すること</td> </tr> <tr> <td>13 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること</td> </tr> <tr> <td>14 雪害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務の大綱	1～11 (略)	12 自主防災組織の育成指導と地域住民の雪害対策の促進に関すること	13 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること	14 雪害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること	<p>国防災基本計画の修正を受けての修正</p>
事務又は業務の大綱												
1～11 (略)												
(新設)												
12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること												
13 雪害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること												
事務又は業務の大綱												
1～11 (略)												
12 自主防災組織の育成指導と地域住民の雪害対策の促進に関すること												
13 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること												
14 雪害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること												

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考																								
<p><u>14</u> 被災産業に対する融資等に関すること</p> <p><u>15</u> 市町村等が処理する雪害対策の総合調整に関すること</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td> 1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること <u>(新設)</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台 富山地方気象台</td> <td> 1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること <u>(新設)</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関等の名称	事務又は業務の大綱		(略)	(略)	中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること <u>(新設)</u>	(略)	(略)	東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること <u>(新設)</u>	(略)	(略)	<p><u>15</u> 被災産業に対する融資等に関すること</p> <p><u>16</u> 市町村等が処理する雪害対策の総合調整に関すること</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td> 1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること <u>5 災害対策本部等への職員の派遣に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台 富山地方気象台</td> <td> 1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること <u>6 災害対策本部等への職員の派遣に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること <u>5 災害対策本部等への職員の派遣に関すること</u>	(略)	(略)	東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること <u>6 災害対策本部等への職員の派遣に関すること</u>	(略)	(略)
機関等の名称	事務又は業務の大綱																											
(略)	(略)																											
中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること <u>(新設)</u>																											
(略)	(略)																											
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること <u>(新設)</u>																											
(略)	(略)																											
機関等の名称	事務又は業務の大綱																											
(略)	(略)																											
中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること <u>5 災害対策本部等への職員の派遣に関すること</u>																											
(略)	(略)																											
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること <u>6 災害対策本部等への職員の派遣に関すること</u>																											
(略)	(略)																											

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																								
<p>(4) 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="165 245 1014 708"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td rowspan="5">1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTT ドコモ北陸支社</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	株式会社NTT ドコモ北陸支社	KDDI 株式会社	ソフトバンク株式会社	<u>(新設)</u>	(略)	(略)	<p>(4) 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1090 245 1939 708"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td rowspan="5">1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>株式会社NTT ドコモ北陸支社</td> </tr> <tr> <td>KDDI 株式会社</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> </tr> <tr> <td><u>楽天モバイル株式会社</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	株式会社NTT ドコモ北陸支社	KDDI 株式会社	ソフトバンク株式会社	<u>楽天モバイル株式会社</u>	(略)	(略)	<p>楽天モバイル株式会社は、令和4年2月1日付で、災害対策基本法第2条第5号に基づく「指定公共機関」に指定されたため。</p>
機関等の名称	事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること																									
株式会社NTT ドコモ北陸支社																										
KDDI 株式会社																										
ソフトバンク株式会社																										
<u>(新設)</u>																										
(略)	(略)																									
機関等の名称	事務又は業務の大綱																									
(略)	(略)																									
西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること																									
株式会社NTT ドコモ北陸支社																										
KDDI 株式会社																										
ソフトバンク株式会社																										
<u>楽天モバイル株式会社</u>																										
(略)	(略)																									
<p>(5)～(6) (略) 2 (略) 第3 (略) 第4節 県内の降積雪の状況と雪害 第1 降積雪の状況</p>	<p>(5)～(6) (略) 2 (略) 第3 (略) 第4節 県内の降積雪の状況と雪害 第1 降積雪の状況</p>																									
		<p>時点修正</p>																								

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2 社会環境の変化 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5 感染症対策の観点を取り入れた防災 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>第2章 雪害予防対策 第1節～第2節 (略) 第3節 都市基盤等の耐雪化 第1 (略) 第2 ライフライン施設の耐雪化 (略) 1 電力施設における雪害予防対策（県企業局、北陸電力、北陸電力送配電、関西電力、関西電力送配電） (略) (1) 設備面の対策 (略) ア～イ (略) ウ 変電設備 雪害のおそれのある箇所については、雪崩防護柵<u>の取付</u></p>	<p>第2 社会環境の変化 (略) 5 要配慮者の増加 <u>高齢者、障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。</u></p> <p>6 男女共同参画の視点を取り入れた防災 <u>男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</u></p> <p>7 感染症対策の観点を取り入れた防災 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>第2章 雪害予防対策 第1節～第2節 (略) 第3節 都市基盤等の耐雪化 第1 (略) 第2 ライフライン施設の耐雪化 (略) 1 電力施設における雪害予防対策（県企業局、北陸電力、北陸電力送配電、関西電力、関西電力送配電） (略) (1) 設備面の対策 (略) ア～イ (略) ウ 変電設備 雪害のおそれのある箇所については、雪崩防護柵<u>や</u></p>	<p>「地震・津波災害編」の記載に合わせる</p> <p>字句修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p><u>け</u>、ヒーターの取付け等を実施する。 エ～オ（略） (2) (略) 2 (略) 3 上水道施設における雪害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村） (1) ～ (2) (略) (3) 応急給水用資機材の整備拡充 水道事業者は、応急給水に使用する給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の整備拡充を図る。 また、資機材の民間借上げについては、事前に十分協議し文書による取決めを行う。 (資料「5－8 応急給水用具等」「5－14 県内の上水道資機材等の保有状況」) (4) ～ (6) (略) 4～6 (略) 第3～第6 (略) 第4節 (略) 第5節 防災活動体制の整備 第1 防災拠点施設の整備 県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。 また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ヒーターの取付け等を実施する。 エ～オ（略） (2) (略) 2 (略) 3 上水道施設における雪害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村） (1) ～ (2) (略) (3) 応急給水用資機材の整備拡充 水道事業者は、応急給水に使用する給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の整備拡充を図る。 また、資機材の民間借上げについては、事前に十分協議し文書による取決めを行う。 (資料「5－<u>5</u> 応急給水用具等」「5－<u>10</u> 県内の<u>給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況</u>」) (4) ～ (6) (略) 4～6 (略) 第3～第6 (略) 第4節 (略) 第5節 防災活動体制の整備 第1 防災拠点施設の整備 <u>県は、災害時において、災害対策本部や広域応援部隊の連絡要員のための活動スペース等を有し、災害応急活動の司令塔機能を果たす中核施設や、自衛隊等の実動部隊が集結する受援機能のほか、備蓄機能、輸送拠点機能を有する災害応急活動の支援拠点を整備しており、これらの施設における情報共有、連携を図り、迅速かつ的確に災害応急活動に当たるよう努める。また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。</u> <u>さらに、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。</u> <u>1 富山県防災危機管理センター（県危機管理局）</u> <u>県は、県民の生命・身体・財産を守るべく、災害等の非常時に迅速かつ的確に対応できるよう、常設の災害対策本部室や防災関係機関が活動する受援のためのスペースを備えた</u></p>	<p>資料編と整合を図るため</p> <p>富山県防災危機管理センターの供用開始に合わせて修正</p> <p>富山県防災危機管理センターの供用</p>

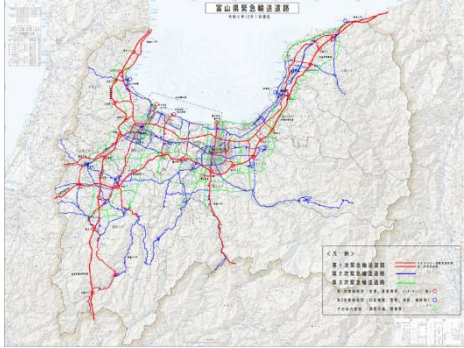
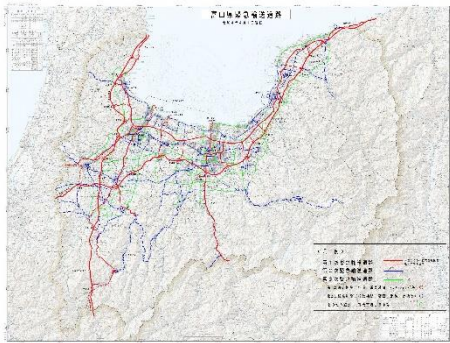
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
	<p><u>本県の防災、危機管理の中核機能を有する「富山県防災危機管理センター」を設置する。</u></p> <p><u>(1) 防災拠点施設の役割・機能</u></p> <p><u>ア 災害時における役割・機能</u></p> <p><u>(ア) 緊急参集・対策本部機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・常設の災害対策本部室等を設置し、県職員や防災関係機関が、被災状況の情報収集や対策立案に必要な調整を行う場</u> <u>・本部長(知事)、副本部長(副知事)、本部員(部局長等)及び関係機関等が応急対策等を協議し、対応方針を決定する場</u> <p><u>(イ) 輸送拠点機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・屋上ヘリポート</u> <p><u>(ウ) 受援機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、広域応援部隊、自衛隊等応援部隊等の集結・活動基地</u> <p><u>(エ) 防災情報機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・各種防災システムの情報や現地の被災映像などをリアルタイムで収集し、災害対策本部室の60型10面マルチディスプレイ等に表示及び関係機関へ配信する映像情報システムを活用し、迅速、的確な状況判断につなげる</u> <p><u>(オ) ライフラインの確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・免震構造、耐浸水性を有し、72時間以上のライフラインの自立・代替機能を確保</u> <p><u>(カ) 広域防災センターとの連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・防災危機管理センターでは災害応急活動の司令塔機能を果たす中核施設として、広域防災センター災害応急活動の支援拠点として対応</u> <p><u>イ 平常時における役割・機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・自主防災組織向け研修や防災士養成研修など防災関係者の研修の場</u> <u>・県民の防災教育の場</u> <u>・交流・展示スペースでの防災に役立つ展示など県民</u> 	<p>開始に合わせて修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>1 富山県広域消防防災センター（県危機管理局） （略）</p> <p>2 富山県警察装備センター（県警察本部） （略）</p> <p>3 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター（北陸地方整備局） （略）</p> <p>4 市町村の防災拠点施設の整備（市町村） （略）</p> <p>5 陸上自衛隊富山駐屯地の充実（自衛隊） （略）</p> <p>6 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村） （略）</p> <p>第2～第5（略）</p> <p>第6 緊急輸送ネットワークの整備 （略） <u>（新設）</u></p> <p>1（略）</p> <p>2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部） （略） （1）～（3）（略）</p>	<p><u>への防災啓発の場</u></p> <p>・<u>広域消防防災センターでは実践的な訓練や体験型の防災教育等を実施するなど、それぞれの機能を有効に活用</u></p> <p>2 富山県広域消防防災センター（県危機管理局） （略）</p> <p>3 富山県警察装備センター（県警察本部） （略）</p> <p>4 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター（北陸地方整備局） （略）</p> <p>5 市町村の防災拠点施設の整備（市町村） （略）</p> <p>6 陸上自衛隊富山駐屯地の充実（自衛隊） （略）</p> <p>7 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村） （略）</p> <p>第2～第5（略）</p> <p>第6 緊急輸送ネットワークの整備 （略）</p> <p><u>さらに、国、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>1（略）</p> <p>2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部） （略） （1）～（3）（略）</p>	<p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>緊急輸送道路図（令和3年12月）</p>  <p>3～5（略） 第7（略） 第8 相互応援体制の整備 （略） 1～2（略） 3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関）</p> <p>（1）県と防災関係機関との相互協力 ア～ト（略） ナ（公社）富山県宅地建物取引業協会との協定 県と（公社）富山県宅地建物取引業協会とは、平成20年8月8日に「<u>災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定</u>」を締結し、大規模な災害が発生した場合において、<u>県が富山県宅地建物取引業協会に対し、民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときの必要な事項</u>について取り決めている。（資料「12-35 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」）</p> <p>ニ～キ（略） <u>（新設）</u></p>	<p>緊急輸送道路図（令和4年4月）</p>  <p>3～5（略） 第7（略） 第8 相互応援体制の整備 （略） 1～2（略） 3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関）</p> <p>（1）県と防災関係機関との相互協力 ア～ト（略） ナ（公社）富山県宅地建物取引業協会との協定 県と（公社）富山県宅地建物取引業協会とは、平成20年8月8日に締結した既存の協定を見直し、<u>令和4年3月18日に、「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」を締結した。本協定では、大規模災害発生時における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力</u>について取り決めている。（資料「12-35 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」）</p> <p>ニ～キ（略） <u>く 独立行政法人国立高等専門学校機構との協定</u> <u>県と独立行政法人国立高等専門学校機構とは、令和3年11月17日に「災害時における被災者救援の支援のための船舶運航に関する協定」を締結し、富山県内で発生した大規模自然災害時等における被災者救援の支援のための船舶運</u></p>	<p>図面の変更に伴う修正</p> <p>既存協定を廃止し、新たに協定を締結したため</p> <p>協定の追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>航に関する協力について取り決めている。</u> <u>け 株式会社北陸マツダとの協定</u> <u>県と株式会社北陸マツダとは、令和3年12月3日に「災害時における環境性能車両の提供に関する協定」を締結し、災害時等における車両の貸与に関する協力について取り決めている。</u></p>	<p>協定の追加</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>こ (一社) 日本ムービングハウス協会との協定</u> <u>県と(一社)ムービングハウス協会は、令和4年3月18日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、大規模災害発生時における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。</u></p>	<p>協定の追加</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>さ (公社) 全日本不動産協会富山県本部との協定</u> <u>県と(公社)全日本不動産協会富山県本部とは、令和4年3月18日に「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」を締結し、災害時等における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。</u></p>	<p>協定の追加</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>し 西日本電信電話株式会社との協定</u> <u>県と西日本電信電話株式会社は、令和4年6月30日に「大規模災害時における相互連携に関する協定」、「大規模災害時における相互連携に関する確認書」及び「大規模災害時における道路啓開等に関する確認書」を締結し、大規模災害時におけるリエゾン派遣、暫定通信確保のための機器配置先連携、及び道路啓開の要請と協力等に関する協力について取り決めている。</u></p>	<p>協定の追加</p>
<p>(2) (略) 4～5 (略) 第9 災害復旧・復興への備え 1 災害廃棄物の発生への対応 (略) 国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net) <u>や</u>地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等</p>	<p>(2) (略) 4～5 (略) 第9 災害復旧・復興への備え 1 災害廃棄物の発生への対応 (略) 国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、<u>災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)</u>、</p>	<p>国の防災基本計画修正に伴い文言を</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第6節 救援・救護体制の整備 （略）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 医療救護班の編成（県厚生部） （1）～（2）（略）</p> <p><u>（3）トリアージについて</u> <u>県厚生部医務課は、日本赤十字社富山県支部等と協力して、トリアージに関する情報交換の場を定期的に設ける。</u> <u>※トリアージ=多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術。</u></p> <p>6～7（略）</p> <p>8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （1）医薬品等の確保 ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保 （略） （資料「9－5 <u>災害救護用医療セットの内容品内訳書</u>」、「12－15 災害時における医薬品の供給等に関する協定書」）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 家庭常備薬の避難所への配置 <u>県及び市町村は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所に配置するとともに、各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。</u> （資料「9－6 家庭常備薬の種類と数量」）</p> <p>エ（略） （2）～（3）（略）</p>	<p>地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第6節 救援・救護体制の整備 （略）</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 医療救護班の編成（県厚生部） （1）～（2）（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>6～7（略）</p> <p>8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （1）医薬品等の確保 ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保 （略） （資料「9－5 <u>富山県災害用医薬品備蓄品目一覧</u>」、「12－15 災害時における医薬品の供給等に関する協定書」）</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 家庭常備薬の避難所への配置 市町村は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所に配置するとともに、<u>県及び市町村は</u>各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。 （資料「9－6 家庭常備薬の種類と数量」）</p> <p>エ（略） （2）～（3）（略）</p>	<p>追加</p> <p>地震・津波災害編に合わせ削除</p> <p>資料編に合わせ修正</p> <p>県で家庭常備薬を避難所に配置していないため</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 （略）</p> <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、市町村）</p> <p>（1）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p> <p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 （略）</p> <p>また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>イ 指定避難所における施設、設備の整備 （略）</p> <p>（ア）指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、<u>要配慮者等への配慮にも留意する。</u></p> <p>また、必要に応じ指定避難場所の電力容量の拡大に努める<u>ものとする。</u></p> <p>（イ）井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等<u>避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。</u></p> <p>また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努める<u>。</u></p>	<p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 （略）</p> <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、市町村）</p> <p>（1）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p> <p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 （略）</p> <p>また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、<u>医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>イ 指定避難所における施設、設備の整備 （略）</p> <p>（ア）指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、<u>要配慮者、女性、子供にも配慮する。</u></p> <p>また、必要に応じ指定避難場所の電力容量の拡大に努めるとともに、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>（イ）井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。</p> <p>また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努めるとともに、<u>空調、</u></p>	<p>国の防災基本計画修正に伴い文言を修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>ウ 指定避難所における運営体制の整備 （略） また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>（略）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （略）</p> <p>（1）飲料水の確保 （略）</p> <p>ア 県は、次の事項について市町村等を指導するものとする。</p> <p>（ア）～（エ）（略）</p> <p>（オ）水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立 （資料「5－8 応急給水用具」「5－14 県内の<u>上水道資機材等の保有状況</u>」） イ～ウ（略） （2）～（4）（略）</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第4～第5（略）</p>	<p><u>洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。</u></p> <p><u>さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>ウ 指定避難所における運営体制の整備 （略） また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>（略）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （略）</p> <p>（1）飲料水の確保 （略）</p> <p>ア 県は、次の事項について市町村等を指導するものとする。</p> <p>（ア）～（エ）（略）</p> <p>（オ）水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立 （資料「5－5 応急給水用具」「5－10 県内の<u>給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況</u>」） イ～ウ（略） （2）～（4）（略）</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第4～第5（略）</p>	<p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p> <p>資料編と整合を図るため</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第6 災害救援ボランティア活動の支援 (略) <u>(新設)</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>第7節～第8節 (略) 第9節 防災行動力の向上 第1 防災意識の高揚 1 (略) 2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) (略) (2) 防災教育の充実 ア 学校教育における防災教育 (ア)～(イ) (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(ウ)</u> 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。</p>	<p>第6 災害救援ボランティア活動の支援 (略) <u>国、県及び市町村は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>第7節～第8節 (略) 第9節 防災行動力の向上 第1 防災意識の高揚 1 (略) 2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) (略) (2) 防災教育の充実 ア 学校教育における防災教育 (ア)～(イ) (略) <u>(ウ) 学校においては、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。</u></p> <p><u>(エ)</u> 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>消防地416号令和3年12月1日付「児童生徒等に対する防災教育の実施について」の通知に基づき修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p><u>(エ)</u> 防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。</p> <p><u>(オ)</u> 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。</p> <p><u>(カ)</u> 防災教育は、火気取扱い指導、防災関係施設の見学、体験発表等あらゆる機会を通じ、徹底を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(キ)</u> 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>3 県民に対する防災知識の普及（略）</p> <p>(1) 普及の方法</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 富山県広域消防防災センター（四季防災館）による普及災害を四季でとらえた体験型学習施設（四季防災館）における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。</p> <p>オ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>4～6（略）</p>	<p><u>(オ)</u> 防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民、<u>消防団員等</u>も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。</p> <p><u>(カ)</u> 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。</p> <p><u>(キ)</u> 防災教育は、火気取扱い指導、防災関係施設の見学、体験発表等あらゆる機会を通じ、徹底を図るものとする。</p> <p><u>(ク)</u> <u>防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。</u></p> <p><u>(ケ)</u> 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>3 県民に対する防災知識の普及（略）</p> <p>(1) 普及の方法</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ <u>富山県防災危機管理センター</u>、富山県広域消防防災センター（四季防災館）等による普及 <u>富山県防災危機管理センターの研修室や交流・展示ホール及び災害を四季でとらえた体験型学習施設（四季防災館）</u>における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。</p> <p>オ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>4～6（略）</p>	<p>国防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>地震編等との記載と統一</p> <p>富山県防災危機管理センターの供用開始に伴い修正</p>

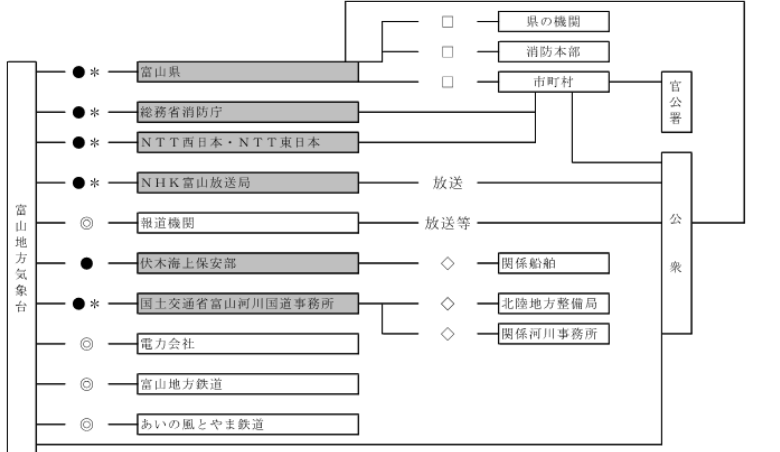
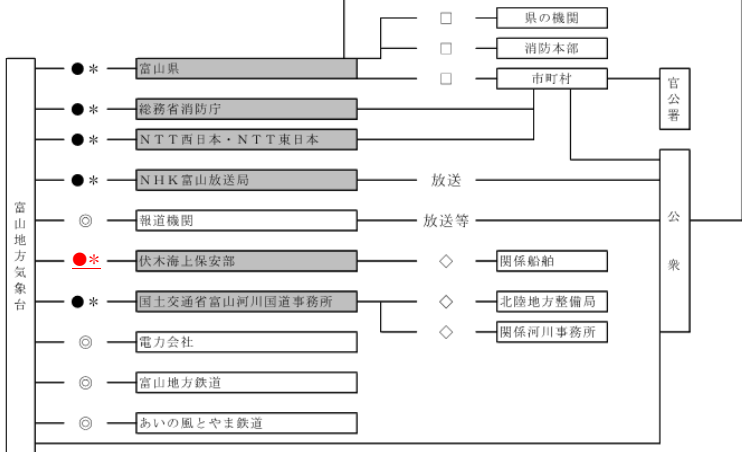
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2 自主防災組織の強化 （略）</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村）</p> <p>（1）自主防災組織の結成 県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題があるため、県及び市町村は、自主防災組織の結成拡充を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、その組織化を促進する。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>（2）自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、<u>県及び市町村は、自主防災アドバイザーを活用するなどして、より一層きめこまやかな指導・助言や、地域において、防災リーダーとなる防災士の育成を行う</u>とともに、防災活動に必要な各種マニュアルや<u>自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブック</u>の作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。</p> <p>（3）～（7）（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>第3（略）</p> <p>第4 防災訓練の充実 1～4（略） <u>（新設）</u></p>	<p>第2 自主防災組織の強化 （略）</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村）</p> <p>（1）自主防災組織の結成 県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題の<u>解消を図るため、自主防災組織の未結成地区を対象とした防災講座の実施や防災リーダーを対象とした研修会の開催など、自主防災組織の結成や活動の活性化を図っている。</u></p> <p>ア～イ（略）</p> <p>（2）<u>防災士の養成</u>と自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成<u>充実</u>を図るため、<u>県で防災士養成研修を実施し、地域において、防災の専門知識をもった防災士を数多く養成する</u>とともに、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。</p> <p>（3）～（7）（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>第3（略）</p> <p>第4 防災訓練の充実 1～4（略）</p> <p><u>5 防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用</u> <u>国、県及び市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>	<p>現状に合わせ修正</p> <p>防災士養成研修について追記</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第5 要配慮者の安全確保 1～2 (略) 3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、市町村）</p> <p>(1) (略) (2) 災害時の支援体制の整備 県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。 <u>(新設)</u></p> <p>(3) (略) 第10節 (略) 第3章 雪害応急対策 第1節 予警報の伝達 第1 雪等に関する予警報の種類及び発表基準(富山地方気象台) 1 (略) 2 警報・注意報の種類及び発表基準 <u>(令和2年8月6日現在)</u> 3～4 (略)</p>	<p>第5 要配慮者の安全確保 1～2 (略) 3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、<u>県生活環境文化部</u>、市町村）</p> <p>(1) (略) (2) 災害時の支援体制の整備 県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。 <u>また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。</u></p> <p>(3) (略) 第10節 (略) 第3章 雪害応急対策 第1節 予警報の伝達 第1 雪等に関する予警報の種類及び発表基準(富山地方気象台) 1 (略) 2 警報・注意報の種類及び発表基準 <u>(令和4年5月26日現在)</u> 3～4 (略)</p>	<p>地震編等との記載統一</p> <p>国防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>時点修正</p>

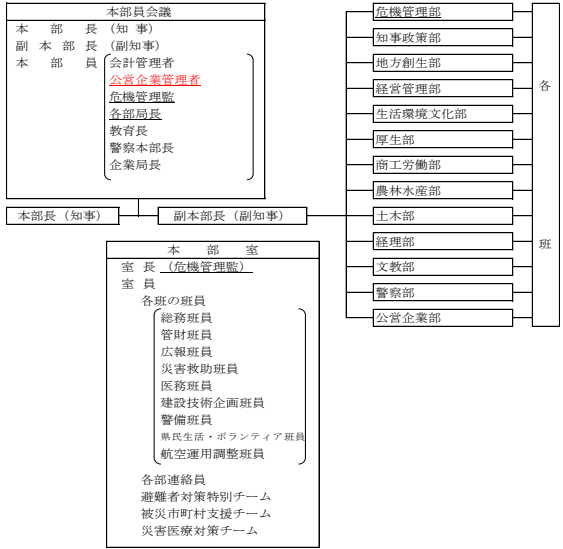

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第2 伝達体制 1～2（略） 3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）</p> <p>3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）</p>  <p>●* 気象情報伝送処理システム ● 防災情報提供システム（専用回線） △ 加入電話・FAX ◇ 無線電話・FAX □ 富山県総合防災情報システム ◎ 防災情報提供システム（インターネット回線）</p> <p>法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関</p> <p>※特別警報は、気象業務法第15条の2によって、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。</p>	<p>第2 伝達体制 1～2（略） 3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）</p> <p>3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）</p>  <p>●* 気象情報伝送処理システム (削除) △ 加入電話・FAX ◇ 無線電話・FAX □ 富山県総合防災情報システム ◎ 防災情報提供システム（インターネット回線）</p> <p>法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関</p> <p>※特別警報は、気象業務法第15条の2によって、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。</p>	<p>伏木海上保安部の専用回線は廃止となったため</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考
第2節 応急活動体制 第1 県の活動体制 （略） 1 職員の非常配備・参集（県危機管理局） （1）非常配備基準 職員の非常配備基準は、次のとおりとする。		第2節 応急活動体制 第1 県の活動体制 （略） 1 職員の非常配備・参集（県危機管理局） （1）非常配備基準 職員の非常配備基準は、次のとおりとする。		配備計画の適正化を図るもの
種別	配備基準	種別	配備基準	
	配備体制		配備体制	
第1非常配	① 積雪深が平地で30cm以上、山間部で50cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表され危険な状態が予想される時 ② 「大雪」、「暴風雪」警報が県下に発表されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 道路課 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制 各課2～3名程度	① 積雪深が平地で30cm以上、山間部で50cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表され危険な状態が予想される時 ② 「大雪」、「暴風雪」警報が県下に発表されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 道路課 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制 各課2～3名程度 上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員
第2非常配	① 積雪深が平地で90cm以上、山間部で100cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表されたとき ② 降積雪により、各地で被害の発生又はその危険性のあるとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 厚生企画課 道路課 関係課 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 各課4～5名程度 各課3～4名程度	① 積雪深が平地で90cm以上、山間部で100cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表されたとき ② 降積雪により、各地で被害の発生又はその危険性のあるとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 厚生企画課 道路課 関係課 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 各課4～5名程度 各課3～4名程度 上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員
第3非常配	① 県下全域にわたって災害が発生又はそのおそれのあるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき ③ 県下に「大雪」、「暴風雪」特別警報が発表されたとき	災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課（班）全員があたる。	① 県下全域にわたって災害が発生又はそのおそれのあるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき ③ 県下に「大雪」、「暴風雪」特別警報が発表されたとき	災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課（班）全員があたる。

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 県災害対策本部等の設置（県危機管理局）</p>  <p>第2～第5 （略） 第3節 情報の収集・伝達 第1 被害状況等の収集・伝達活動 1～6 （略） 7 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関）</p> <p>(略) <u>(新設)</u></p> <p>(略) 第2 (略)</p>	<p>2 県災害対策本部等の設置（県危機管理局）</p>  <p>第2～第5 （略） 第3節 情報の収集・伝達 第1 被害状況等の収集・伝達活動 1～6 （略） 7 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関）</p> <p>(略) <u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u> <u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における安否不明者の氏名等公表に関するガイドライン」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p> <p>(略) 第2 (略)</p>	<p>「公営企業管理者」を削除</p> <p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第3 広報及び広聴活動 (略)</p> <p>1 広報活動（各防災関係機関） 豪雪時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、雪害の状態、雪害応急対策の実施状況や各種の生活情報を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。 なお、県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。 また、速やかな復旧を図るため、各防災関係機関が連携をとりながら広聴活動を実施し、被災者の要望事項の把握に努める。 (1)～(4) (略) (5) 安否不明者等の氏名等公表</p> <p><u>災害時の安否不明者の氏名等公表については、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する。</u> <u>(新設)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4節 交通の確保 第1～第2 (略) 第3 公共交通の確保 1 西日本旅客鉄道(株)金沢支社 (1)～(6) (略) (7) 旅客の安全対策 (略) ア～ウ (略)</p>	<p>第3 広報及び広聴活動 (略)</p> <p>1 広報活動（各防災関係機関） 豪雪時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、雪害の状態、雪害応急対策の実施状況や各種の生活情報を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。 なお、県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。 また、速やかな復旧を図るため、各防災関係機関が連携をとりながら広聴活動を実施し、被災者の要望事項の把握に努める。 (1)～(4) (略) (5) 安否不明者 <u>(行方不明者となる疑いのある者)</u> の氏名等公表 <u>(削除)</u></p> <p><u>県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、「災害時における安否不明者の氏名等公表に関するガイドライン」に基づき、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、対応するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4節 交通の確保 第1～第2 (略) 第3 公共交通の確保 1 西日本旅客鉄道(株)金沢支社 (1)～(6) (略) (7) 旅客の安全対策 (略) ア～ウ (略)</p>	<p>国の防災基本計画修正に伴い文言を修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>（資料 10－13 西日本旅客鉄道(株)金沢支社事故対策本部の組織及び業務分担）</u> 2～6（略）</p> <p>第5節 自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪 第1（略） 第2 地域ぐるみ除排雪 1 地域ぐるみ除排雪の効率的な推進（県生活環境文化部、市町村） （略） （1）～（3）（略） （4）<u>住民に対し、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや、転倒及び屋根雪の落下に注意するよう喚起する。</u> <u>（新設）</u></p> <p>2（略）</p> <p>第6節 災害救助法の適用 （略） 第1（略） 第2 救助実施体制 1（略） 2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局） （1）（略） （2）内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。</p>	<p><u>（削除）</u> 2～6（略）</p> <p>第5節 自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪 第1（略） 第2 地域ぐるみ除排雪 1 地域ぐるみ除排雪の効率的な推進（県生活環境文化部、市町村） （略） （1）～（3）（略） （4）<u>雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。</u> <u>（5）既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第6節 災害救助法の適用 （略） 第1（略） 第2 救助実施体制 1（略） 2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局） （1）（略） （2）内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。</p>	<p>資料編に該当する資料がないため削除</p> <p>国計画修正に伴う修正</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）が改正されたた</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案（変更部分のみ記載）		備 考																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>救 助 の 種 類</th> <th>実 施 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与 (略)</td> <td>災害発生の日から7日以内 (略)</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理 (略)</td> <td>災害発生の日から<u>1</u>月以内 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">＜救助の種類・期間＞</p> <p>(略)</p> <p>第7節 広域応援要請 第1 (略) 第2 応援要請 (略) 1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県危機管理局、市町村、各関係機関） (1)～(5) (略) (6) 災害派遣の活動内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>炊飯</u>及び給水</td> <td>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>第8節 (略) 第9節 医療救護活動 (略) 第1～第7 (略)</p>		救 助 の 種 類	実 施 期 間		避難所の供与 (略)	災害発生の日から7日以内 (略)	被災した住宅の応急修理 (略)	災害発生の日から <u>1</u> 月以内 (略)	区分	活動内容	(略)		<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	<u>(新設)</u>		(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救 助 の 種 類</th> <th>実 施 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与 (略)</td> <td>災害発生の日から7日以内 <u>(おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理 (略)</td> <td>災害発生の日から<u>3</u>月以内 <u>(国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6月以内)</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">＜救助の種類・期間＞</p> <p>(略)</p> <p>第7節 広域応援要請 第1 (略) 第2 応援要請 (略) 1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県危機管理局、市町村、各関係機関） (1)～(5) (略) (6) 災害派遣の活動内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>給食</u>及び給水</td> <td>被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>入浴支援</u></td> <td><u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>第8節 (略) 第9節 医療救護活動 (略) 第1～第7 (略)</p>		救 助 の 種 類	実 施 期 間	避難所の供与 (略)	災害発生の日から7日以内 <u>(おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内)</u> (略)	被災した住宅の応急修理 (略)	災害発生の日から <u>3</u> 月以内 <u>(国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6月以内)</u> (略)	区分	活動内容	(略)		<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。	<u>入浴支援</u>	<u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>	(略)	(略)
救 助 の 種 類	実 施 期 間																																			
避難所の供与 (略)	災害発生の日から7日以内 (略)																																			
被災した住宅の応急修理 (略)	災害発生の日から <u>1</u> 月以内 (略)																																			
区分	活動内容																																			
(略)																																				
<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。																																			
<u>(新設)</u>																																				
(略)	(略)																																			
救 助 の 種 類	実 施 期 間																																			
避難所の供与 (略)	災害発生の日から7日以内 <u>(おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内)</u> (略)																																			
被災した住宅の応急修理 (略)	災害発生の日から <u>3</u> 月以内 <u>(国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6月以内)</u> (略)																																			
区分	活動内容																																			
(略)																																				
<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。																																			
<u>入浴支援</u>	<u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>																																			
(略)	(略)																																			

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第8 医薬品、血液の供給体制</p> <p>1 医薬品等の供給（県厚生部）</p> <p>（1）災害直後の初動期の医薬品等の供給 （略） （資料「9-15 <u>災害救護用医療セットの内容品内訳書</u>」 「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」）</p> <p>（2）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第9～第11（略）</p> <p>第10節 避難活動</p> <p>第1 避難指示及び誘導</p> <p>1 避難指示の実施責任者（市町村、県危機管理局、県土木部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部） 避難指示の実施責任者は次のとおりである。実際に指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。 県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。 <u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（略）</p> <p>第2（略）</p> <p>第3 避難所の設置・運営 （略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 避難所の運営（県危機管理局、県生活環境文化部、県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>（1）（略）</p>	<p>第8 医薬品、血液の供給体制</p> <p>1 医薬品等の供給（県厚生部）</p> <p>（1）災害直後の初動期の医薬品等の供給 （略） （資料「9-15 <u>富山県災害用医薬品備蓄品目一覧</u>」 「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」）</p> <p>（2）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第9～第11（略）</p> <p>第10節 避難活動</p> <p>第1 避難指示及び誘導</p> <p>1 避難指示の実施責任者（市町村、県危機管理局、県土木部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部） 避難指示の実施責任者は次のとおりである。実際に指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。 県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。 <u>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて富山地方気象台、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（略）</p> <p>第2（略）</p> <p>第3 避難所の設置・運営 （略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 避難所の運営（県危機管理局、県生活環境文化部、県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>（1）（略）</p>	<p>資料編に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考												
<p>3～4（略）</p> <p>第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>第1 飲料水の確保（市町村）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 市町村は、断水地区への給水車の早期到達のため、地理に詳しい職員を配置する等、体制整備を図る。 （資料「5－8 応急給水用具等」「5－14 県内の上水道資機材等の保有状況」）</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給 （略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）各機関の食料、生活必需物資の調達体制 各機関の調達体制は、次のとおりである。</p>	<p><u>空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>3～4（略）</p> <p>第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>第1 飲料水の確保（市町村）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 市町村は、断水地区への給水車の早期到達のため、地理に詳しい職員を配置する等、体制整備を図る。 （資料「5－<u>5</u> 応急給水用具等」「5－<u>10</u> 県内の<u>給水車両</u>等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」）</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給 （略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）各機関の食料、生活必需物資の調達体制 各機関の調達体制は、次のとおりである。</p>	<p>資料編と整合を図るため</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 879 360 919">機関名</th> <th data-bbox="360 879 1041 919">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 919 360 959">（略）</td> <td data-bbox="360 919 1041 959">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 959 360 1342">農林水産省<u>農産局</u></td> <td data-bbox="360 959 1041 1342"> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し等の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省<u>農産局</u>に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた農林水産省<u>農産局</u>は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	実施内容	（略）	（略）	農林水産省 <u>農産局</u>	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し等の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省<u>農産局</u>に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた農林水産省<u>農産局</u>は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1090 879 1285 919">機関名</th> <th data-bbox="1285 879 1951 919">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1090 919 1285 959">（略）</td> <td data-bbox="1285 919 1951 959">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1090 959 1285 1342">農林水産省<u>農産局長</u></td> <td data-bbox="1285 959 1951 1342"> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し等の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省<u>農産局長</u>に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた農林水産省<u>農産局長</u>は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	実施内容	（略）	（略）	農林水産省 <u>農産局長</u>	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し等の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省<u>農産局長</u>に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた農林水産省<u>農産局長</u>は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p>	<p>農林水産省組織改編に伴う修正</p>
機関名	実施内容													
（略）	（略）													
農林水産省 <u>農産局</u>	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し等の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省<u>農産局</u>に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた農林水産省<u>農産局</u>は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p>													
機関名	実施内容													
（略）	（略）													
農林水産省 <u>農産局長</u>	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し等の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省<u>農産局長</u>に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた農林水産省<u>農産局長</u>は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p>													
<p>3 輸送体制</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>3 輸送体制</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><u>（4）県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要</u></p>	<p>国の防災基本計画</p>												

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>4 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村） （1）～（2）（略） （新設）</p> <p>5（略）</p> <p>第3 物価安定・消費者保護対策 （略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村） （1）（略） ア（略） イ（一社）生命保険協会、（一社）日本損害保険協会及び富山県電器商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談110番」を開設する。</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 （略）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 防疫対策 （略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 防疫活動（県厚生部） （1）～（3）（略） （4）検病調査及び滞水地域、集団避難場所、その他衛生条件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次、防疫活動を実施する。 （資料「<u>9-3 防災用医薬品等卸売業者</u>」「9-4 防疫</p>	<p><u>に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u></p> <p>4 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村） （1）～（2）（略） <u>（3）被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>5（略）</p> <p>第3 物価安定・消費者保護対策 （略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村） （1）（略） ア（略） イ（一社）生命保険協会、（一社）日本損害保険協会及び富山県電機商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談110番」を開設する。</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 （略）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 防疫対策 （略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 防疫活動（県厚生部） （1）～（3）（略） （4）検病調査及び滞水地域、集団避難場所、その他衛生条件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次、防疫活動を実施する。 （資料「9-4 防疫用備品」<u>（削除）</u>）</p>	<p>の記載に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p> <p>字句修正</p> <p>資料削除</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>用備品」) 第5（略） 第14節～第17節（略） 第18節 農林水産業の被害拡大防止（略） 第1～第2（略） 第3 果樹（県農林水産部） 次に掲げる対策について、指導を徹底する。 1～2（略）。 3 野ねずみ、野うさぎ等の被害を防止するため、<u>樹の根元の雪踏み、枝のわら巻き等での威かくを行う。</u></p> <p>第4～第6（略） 第20節 応急住宅対策 第1 応急仮設住宅の確保 1（略） 2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村） （1）～（5）（略） （6）建設工事 ア～イ（略） ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、（一社）富山県建設業協会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会等に対して協力を要請する。 （資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」） （7）～（8）（略） 3～4（略） 第2 被災住宅の応急修理 1 住宅の応急修理（県厚生部、市町村） （1）～（2）（略） （3）修理の時期 災害発生の日から、原則として<u>1</u>か月以内に完了するものとする。ただし、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。</p>	<p>第5（略） 第14節～第17節（略） 第18節 農林水産業の被害拡大防止（略） 第1～第2（略） 第3 果樹（県農林水産部） 次に掲げる対策について、指導を徹底する。 1～2（略）。 3 野ねずみ、野うさぎ等の被害を防止するため、<u>苗木や若木には金網や合成樹脂製パイプ等の被覆資材を設置する。</u></p> <p>第4～第6（略） 第20節 応急住宅対策 第1 応急仮設住宅の確保 1（略） 2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村） （1）～（5）（略） （6）建設工事 ア～イ（略） ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、（一社）富山県建設業協会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会、<u>（一社）日本ムービングハウス協会</u>等に対して協力を要請する。 （資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」） （7）～（8）（略） 3～4（略） 第2 被災住宅の応急修理 1 住宅の応急修理（県厚生部、市町村） （1）～（2）（略） （3）修理の時期 災害発生の日から、原則として<u>3</u>か月以内（<u>国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6か月以内</u>）に完了するものとする。ただし、知事は、厚生労働</p>	<p>のため</p> <p>現状に合わせ修正</p> <p>新たに協定を締結したため</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(4) (略) 2 (略) 第3～第4 (略)</p> <p>第21節～第22節 (略)</p>	<p>大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。 (4) (略) 2 (略) 第3～第4 (略)</p> <p>第21節～第22節 (略)</p>	<p>準(平成25年内閣府告示第228号)が改正されたため</p>
<p>第4章 雪害復旧対策 (略) 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 1～2 (略) 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け(市町村) (1) 災害弔慰金 (略) ア 対象災害 (ア)～(イ) (略) (ウ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害及び(イ)と同等と認められる特別の事情がある場合の災害 (エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある イ～ウ (略) (2) (略) (3) 災害援護資金 ア 貸付対象者及び貸付限度額 市町村は、条例の定めるところにより県内において「災害救助法」による救助が行われた市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。な</p>	<p>第4章 雪害復旧対策 (略) 第1 被災者の生活確保 1～2 (略) 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け(市町村) (1) 災害弔慰金 (略) ア 対象災害 (ア)～(イ) (略) (ウ) 県内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害及び(イ)と同等と認められる特別の事情がある場合の災害 (エ) 災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある イ～ウ (略) (2) (略) (3) 災害援護資金 ア 貸付対象者及び貸付限度額 市町村は、条例の定めるところにより県内において災害救助法第2条第1項による救助が行われた市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資</p>	<p>災害救助法の改正により、おそれ段階でも災害救助法の適用はできるようになったが、おそれ段階は支給対象外のため</p> <p>災害救助法の改正により、おそれ段階でも災害救助法の適用はで</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>お、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。</p> <p>イ（略） 4～12（略） 第2～第4（略） 第2節～第3節（略）</p>	<p>金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。</p> <p>イ（略） 4～12（略） 第2～第4（略） 第2節～第3節（略）</p>	<p>きるようになったが、おそれ段階は支給対象外のため</p>